明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則及び第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部を改正する規則（**原子力規制委**五）　一
〔告　示〕
○登録文化財の名称を変更する件（**文部科学**一〇一）　二〇
○登録有形文化財の登録を抹消する件（**同**一〇二～一〇四）　二〇
○文化財を登録文化財に登録する件（**同**一〇五）　二六
○労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件（**厚生労働**一九一）　二六
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**八八四）　二七
○核燃料物質等の第二種廃棄物埋設に関する措置等に係る技術的細目を定める告示を廃止する原子力規制委員会告示（**原子力規制委**一〇）　三
〔人事異動〕
防衛省　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社）、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人関係　三六
会社その他
会社決算公告　三六

規則

○原子力規制委員会規則第五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則及び第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月五日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志